

春日井市と名古屋造形大学との連携・協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と名古屋造形大学（以下「乙」という。）は、相互の立場を尊重し、人的・地域資源の活用を図り、対等・平等の理念のもとに多様な分野で連携・協力していくため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両者が包括的な連携・協力のもと、多様な分野で相互に地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携・協力の内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をするものとする。

- (1) 地域のまちづくり推進・活性化・情報発信
- (2) 学校教育、生涯学習、芸術、文化及びスポーツの振興
- (3) 持続可能な社会、多文化共生社会の構築
- (4) 地域防災の強化
- (5) 甲の行政機関、福祉施設等でのインターンシップの実施
- (6) 春日井市内の企業への就職に係る情報提供
- (7) 前各号に係る人材育成
- (8) その他目的を達成するために必要なこと

（窓口）

第3条 この協定に基づく連携・協力推進のため、両者に事務担当窓口を設置し、計画的に推進する。

（守秘義務）

第4条 甲と乙は、この協定に基づき実施される活動において知り得た情報を第1条の目的以外で使用してはいけない。

2 甲と乙は、事前に相手方の同意を得た場合を除き、第三者に対して、この協定に基づき実施される活動に係る情報を開示又は漏洩してはいけない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 乙は、春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）を順守し、暴力団の排除に自主的に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間満了の日の2か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙自署の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月5日

甲 春日井市
市長 伊藤 太

乙 名古屋造形大学
学長 山本 理顕